

1. 營利事業者が自社製品または商品をサンプルとして提供し、広告費用に計上する場合に備えるべき資料について(財政部南区国税局-2014/8/15)
2. 会社費用の計上申告ルールについて(財政部北区国税局-2014/8/9)
3. 營利事業者が高速道路の通行料金を費用計上する時は、経費支払者の証明を証憑とする。(財政部中区国税局-2014/8/6)
4. 営業人が三連式の統一発票を起票すべきところ、誤って二連式の統一発票を起票したら、税法規定に違反しているかどうかについて(財政部高雄国税局 -2014/7/29)
5. 「月別定額給付」による残業代は給与と合算して源泉徴収する(財政部南区国税局 -2014/7/29)

|      |   |
|------|---|
| 公表元  | 財政部南区国税局  |
| テーマ  | 營利事業者が自社製品または商品をサンプルとして提供し、広告費用に計上する場合に備えるべき資料について  |
| 公表内容 | <p>最近、納税義務者からの問合せで、会社が自社製造した製品をサンプルとして顧客の試用に提供したが、製品の在庫記録表をもって費用計上することができるかというものがあった。</p> <p>南区国税局によると、營利事業者は業務開拓のため、顧客に製品の品質及び効果を知ってもらうために提供した試用品を費用計上するためには以下の規定に従う必要がある。</p> <p>一、帳簿に、提供した物品の名称、数量及び原価金額を記載する必要がある。</p> <p>二、サンプルには「贈与物で販売してはならない」と印字しなければならない。</p> <p>三、国内でサンプルを提供する場合、受領者からサンプルの品名、数量を明記した受領書を入手する必要がある。</p> <p>四、国外の会社に提供する場合、運送の証明文書及びリストを入手する必要がある。</p> <p>当局は、營利事業者が自社製品(または商品)をサンプルに転用する場合、費用が否認されることがないように、規定に従って証明文書を取得する必要があることを特別に注意喚起している。</p> |
| 公表日  | 2014/8/15   |

|      |   |
|------|---|
| 公表元  | 財政部北区国税局  |
| テーマ  | 会社費用の計上申告ルールについて  |
| 公表内容 | <p>財政部北区国税局によると、所得税法第 38 条により、本業及び付属業務以外による損失、または家庭の費用、各税法所定の延滞税、無申告の加算税、滞納金などの罰金は費用または損失に計上してはならない。即ち会社の各費用は、事業経営に関係するものだけが会社費用として計上できる。</p> <p>当局によると、管轄内の甲社の営利事業所得税の申告案件を調査したとき、私的な旅行費用を会社の旅費として申告していたことを発見した。甲社は当該責任者の出国は海外得意先への訪問だと説明していたが、提示された顧客との電子メールの内容は、すべて博物館及び有名観光地の見学などの一般の私的な旅程であり、営業と関連していることを証明する訪問先の資料や内容を記載する出張報告書及び関連文書が提示できないので、当該費用は否認され、税金が追徴課税された。</p> <p>当局は、営利事業者が費用を計上し申告する際は、税金の追徴を避けるために、関連する支払証憑を取得し保存することに加え、当該費用が営業に関係しなければならぬことにも留意する必要があると注意喚起している。</p> |
| 公表日  | 2014/8/9  |

|      |   |
|------|---|
| 公表元  | 財政部中区国税局  |
| テーマ  | 営利事業者が高速道路の通行料金を費用計上する時は、経費支払者の証明を証憑とする。  |
| 公表内容 | <p>虎尾徴収所によると、行政手続の簡素化及び国民の負担を軽減するため、2014 年 4 月 9 日に新たに修正公布した営利事業所得税監査準則では、営利事業者の従業員が自家用の自動車を運転して出張し、高速道路使用時に支払う通行料金については、経費支払者(出張者)が提出する証明で交通費を申告することができるように改正した。</p> |
| 公表日  | 2014/8/6  |

|      |  |
|------|--|
| 公表元  | 財政部高雄国税局   |
| テーマ  | 営業人が三連式の統一発票を起票すべきところ、誤って二連式の統一発票を起票したら、税法規定に違反しているかどうかについて  |
| 公表内容 | <p>財政部高雄国税局によると、現行の統一発票使用弁法第9条第1項は、「営業人が統一発票を起票する際、規定の様式にそれぞれ実際の取引日、品名、数量、単価、金額、売上額、課税別、税額及び合計を明記・・・」と規定している。但し、買受人が非営業人の場合、税額は売上額と合計で起票しなければならない。また、財政部1989年3月16日台財税第781142042号令により、営業人が営業人に貨物を販売または役務を提供し、規定通り三連式の統一発票を起票せず、二連式の統一発票を起票した場合、付加価値型及び非付加価値型営業税法第48条の規定により処罰されることになる。</p> <p>当局は、とある甲社の案件を審査した時、当該会社が小規模営業人に貨物を販売したのに対し、規定通り三連式の統一発票を起票せず、二連式の統一発票を起票して交付していたのを発見した。審査の結果、統一発票に記載すべき事項を記載していないまたは真実を記載していない状況があり、統一発票の販売額3,000元の1%、30元の罰金となるが、その金額は最低1,500元、最高15,000元となるため、1,500元の罰金が課された。</p> <p>当局は営業人に対し、貨物の販売または役務の提供時に、法令違反による処罰を避けるため、規定に基づき統一発票を起票することに加え、買受人の身分を営業人または非営業人に区分し、三連式または二連式の統一発票を起票するよう注意喚起している。</p> |
| 公表日  | 2014/7/29  |

|      |   |
|------|---|
| 公表元  | 財政部南区国税局  |
| テーマ  | 「月別定額給付」による残業代は給与と合算して源泉徴収する  |
| 公表内容 | <p>南区国税局によると、営利事業者が従業員へ支払う残業代について、月別定額給付する方法を採用する場合、手当てに該当するため、給与所得と合算し源泉徴収しなければならない、免税規定を適用できない。</p> <p>当局の説明では、最近2012年度の営利事業所得確定申告案件を審査した時、甲社が業務の性質により従業員の残業時間数の計算が困難なため、毎月一律で定額の残業代を支払っているのを発見した。また、会社は誤って当該残業代を時間数で按分し、1か月に46時間内は所得税免税となる残業代として給与の源泉徴収を行わなかったため、源泉徴収申告義務に違反していた。</p> <p>当局は「残業代」について以下のように説明する：</p> <p>一、労働基準法第24条及び第32条により、延長労働時間数は、通常の労働時間数と合わせて一日あたり12時間を超えず、かつ延長労働時間数が1か月あたり46時間を限度として支給される残業代は所得税免税とすることができる。</p> <p>二、また、休日、特別休暇または台風やその他災害で主管機関が公布する「休日」に勤務して支給される残業代について、その金額が規定の標準範囲内にであれば、所得税は免税になる。さらに、その残業時間は「毎月の平日の延長労働時間合計数」の時間数には合算されない。</p> <p>当局は改めて以下のとおり注意喚起している。もし営利事業者が従業員に対し、残業の有無や残業時間数の多少に関わらず、毎月一律で定額の残業代を支払う場合は手当てに該当するため、免税規定を適用することはできない。処罰を避けるため、給与所得と合算し、源泉徴収及び申告すべきことに注意する必要がある。</p> |
| 公表日  | 2014/7/29   |

定期的な税務関係手続事項のスケジュール

定期的な税務関係手続事項のスケジュール

| 手続期日             |                 | 手続内容   |
|------------------|-----------------|--|
| 自                | 至               |  |
| 1/1              | 1/31            | 各種源泉徴収及び源泉徴収免除票、利益配当票、信託財産の各所得票資料申告<br>(毎年1月に3日間以上の連続休暇がある場合、申告期間は2月5日までに延長) |
| 2/1              | 2/28            | 資産再評価申請(暦年制を採用する場合)  |
| 2/1              | 2/10            | 小規模営業人の第4四半期(前年度の10-12月)の営業税納付   |
| 5/1              | 5/31            | 営利事業所得税確定申告、株主税額控除可能口座変動明細表及び前年度の未処分利益の確定申告                                  |
| 5/1              | 5/10            | 小規模営業人の第1四半期(1-3月)の営業税納付   |
| 8/1              | 8/10            | 小規模営業人の第2四半期(4-6月)の営業税納付   |
| 9/1              | 9/30            | 1. 営利事業所得税の中間納税申告<br>2. 小売棚卸計算法の使用申請<br>(暦年制を採用する場合)                         |
| 11/1             | 11/10           | 小規模営業人の第3四半期(7-9月)の営業税を納付  |
| 毎月<br>1日         | 毎月<br>15日       | 毎月を一期として営業税申告する許可を受けた営業人が、前期(前月)の売上額、要納付税額または還付税額を申告                         |
| 奇数<br>月の<br>1日   | 奇数月<br>の15<br>日 | 営業人が前期(前2か月)の売上額、営業税要納付税額または還付税額を申告  |
| 会計年度終了<br>前1か月以内 |                 | 新規設立営利事業者の青色申告書使用の申請   |

EY 安永

Assurance アシュアランス | Tax 税務 | Transactions トランザクション | Advisory アドバイザリー

#### EY について

EY は、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。

EY 台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢股份有限公司及び財團法人安永文教基金會を含んでいる。詳しくは、[www.ey.com](http://www.ey.com) をご覧ください。

© 2014 Ernst & Young, Taiwan  
All Rights Reserved.

APAC no. 14001449

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.ey.com/taiwan](http://www.ey.com/taiwan)